

団地内駐車場における電気自動車用充電設備の設置 及び運営等事業者募集（団地内共用）

【揭示文兼募集要領】

令和 7 年 4 月 16 日
独立行政法人都市再生機構
西日本支社
住宅経営部経営課

■ 企画提案競技参加申込書の配布期間及び申込受付期間

参加申込書配布期間：令和 7 年 4 月 16 日（水）から令和 7 年 5 月 20 日（火）
午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
参加申込受付期間：令和 7 年 4 月 16 日（水）から令和 7 年 5 月 20 日（火）
午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

■ 企画提案競技参加申込書の申込受付場所及びお問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構西日本支社 住宅経営部経営課

【住所】〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21 階

【電話】（06）4799-1061

（来社の際は、事前にお電話いただきますよう、お願いいたします。）

※ 郵送、電送等による申込は受付いたしかねますので、直接御持参下さい。

——— 街に、ルネッサンス ———



UR 都市機構

募集から契約までの流れ

※この表は募集から契約までのスケジュールを示したものです。お申し込みにあたっては、必ず本募集要領を熟読してください。

申込書等配布：令和7年4月16日（水）から令和7年5月20日（火）まで
申込に係る質問書受付期間：令和7年4月16日（水）から令和7年5月8日（木）まで



参加申込書・企画提案書等受付期間：令和7年4月16日（水）から令和7年5月20日（火）まで
申込書類を提出していただきます。



企画提案の特定：令和7年6月5日（木）
申込書類に基づいて審査し、事業者を決定いたします。



電気自動車充電設備設置に係る駐車場使用契約の締結：令和7年6月中旬以降



電気自動車用充電設備の設置及び運営の開始：令和8年2月28日まで

※「事業者の決定」以降の日程等につきましては、変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」といいます。）では、機構が管理する賃貸住宅（以下「UR 賃貸住宅」といいます。）の敷地内にある駐車場について、機構と駐車場使用契約を締結の上で、給電設備等を含む電気自動車用の充電設備（以下「EV 充電設備」といいます。）を自ら設置、運営及び管理（以下「運営等」といいます。）いただく事業者を次の要領により募集します。

1 概要

(1) 対象物件等

対象団地名（所在地）	対象駐車場
アルビス緑丘（大阪府池田市）	34地区339 番
シティコート千里園（大阪府豊中市）	1 地区 1 番
オークタウン東茨木（大阪府茨木市）	7 地区 6 番

※導入タイプ：セミパブリック型（団地内駐車場契約者が共同で利用）

(2) 運用開始期限

令和8年2月末まで

(3) 主な運営等の内容

事業者は、機構の指定する UR 賃貸住宅内の駐車場（以下「対象駐車場」といいます。）に EV 充電設備を自ら設置し、セミパブリック型の電気自動車用充電サービス（以下「EV 充電サービス」といいます。）及び EV 充電設備の運営等を行います。

EV 充電設備の設置に当たっては、事業者は機構との間で、対象駐車場に係る駐車場使用契約を締結し、EV 充電設備の設置位置や引込ルートについて機構と事前協議の上、自ら電力（低圧）を別引込みし、EV 充電設備を設置します。設置完了後は、セミパブリック型の EV 充電設備の運営及び管理を行っていただきます。

なお、駐車場使用契約に係る駐車場使用料は、EV 充電サービスの提供により得られる売上に事業者が企画提案時に提案した使用料率を乗じた額とします。その他、詳細は仕様書によります。

(4) その他

事業者が、国又は地方公共団体が独自で実施する EV 充電設備設置に関する補助金（以下「補助金等」といいます。）の交付申請を行う場合、機構は可能な範囲でその申請に協力することとし、事業者は(2)の運用開始期限に間に合うよう交付申請の上、工事等を完了させるものとします。

なお、事業者が、(2)の運用開始期限までに補助金の交付決定を受けることができなかったときは、直ちにその旨を機構に通知することとし、機構と協議の上で、特定者としての資格を放棄するか、運用開始期限を変更するかを決定します。なお、原則これを理由として、事業者は本契約及び以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

2 参加資格

申込書及び企画提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている事業者であること。

- (1)独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当しない者であること。
- (2)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始

の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (3) 申込受付期間の最終日から起算して2年前の日以降において次に掲げる者のいずれにも該当していないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とします。
- ① 機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 機構が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 機構の監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - ⑤ 機構との契約において正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 不法な行為を行い、又は行う恐れのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、事業者として機構が適当でないと認める者でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
- (6) 申込受付期間の最終日から起算して2年前の日以降に、国内の賃貸住宅又は分譲住宅において当該住宅居住者向けのEV充電設備を運営等している実績を有していること。
- (7) 事業の実施に必要な資力、信用を有していること。
- (8) 法人その他の団体又はそれらのグループ（共同企業体）であること（個人での申請は受付いたしません。）。
- (9) EV充電設備の利用者向けに何らかの連絡手段を有し、24時間問合せが可能であること。
- (10) EV充電設備の利用者に係る個人情報保護に資するプライバシーポリシーを定めていること。

3 質問事項の受付

- (1) 本募集要領書等に関して質問があるときは、次に従い電子メール（以下「メール」といいます。）又は書留郵便により提出してください。
- ① 提出期間
令和7年4月16日（水）10時から令和7年5月8日（木）17時まで。
 - ② 提出場所
〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階
独立行政法人都市再生機構 西日本支社 経営課
担当：笹木 メール：h-sasaki04@ur-net.go.jp
担当：川波 メール：s-kawanami@ur-net.go.jp
※1 メールの件名は、「【質問】団地内駐車場における電気自動車用充電設備の設置及び運営等事業者募集（団地内共用）」としてください。
※2 指定のメールアドレスに送信してください。

③ 提出方法

質問書（様式5）をメール又は書留郵便（提出期間内必着）により提出するものとし、口頭、電話、FAX又は持参によるものは受付けません。なお、書留郵便による提出の場合は、封筒に「質問書在中」と朱書きしてください。

- (2) (1)の質問に対する回答は、原則としてメールにより質問者に返送する他、閲覧に供すべき質疑事項があるときは、次のとおり閲覧に供します。

① 期間

令和7年5月14日（水）から令和7年5月21日（水）までの毎日午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

② 場所

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階
独立行政法人都市再生機構 西日本支社 住宅経営部経営課

4 申込方法等

(1) 申込書の受付期間及び時間

令和7年4月16日（水）から令和7年5月20日（火）までの毎日（土日及び祝日を除く）

※1 受付期間内の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで受付けます。予め来社日時を(2)の受付場所に連絡の上、来社ください。

※2 提出書類に不備があった場合、受付することができません。ただし、上記受付期間における受付時間内であれば、申込書及び申込みに必要な書類を機構に再提出できます。

(2) 受付場所

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階
独立行政法人都市再生機構 西日本支社 住宅経営部経営課

担当：笹木、川波 電話：06-4799-1061

(3) 受付方法

持参によります。郵送、FAX等、持参以外の方法による申込は受付いたしかねます。

(4) 提出書類

以下の書類を各1部ずつご提出ください。

① 参加申込書（様式1）

② 登記事項全部証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月前以内のもの）

③ 代表者の印鑑証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月前以内のもの）

④ 申込日の直前2か年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

⑤ 企業に関する実績等調書（様式2）

⑥ 企画提案書（様式3）

※本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書又はこの書面に示された条件に適合しない企画提案書については、無効とする場合がありますのでご注意ください。

⑦ 委任状

代表権を持たない社員が申込提出書類を持参される場合には、「委任状」の提出が必要となります。

すので、「委任状」（様式４－１又は４－２）に必要事項を記入の上で、押印（実印及び代理人の使用印）いただくか、押印に代わる必要事項を記入してください。代表権を持つ者が申込提出書類を持参される場合は不要です。

(5) グループ（共同企業体）で申込する場合の手続き

イ グループの結成等

- ① ２に規定する条件を満たしている者により構成されるグループであるものとします。
- ② グループは、各構成員が優位性を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないものとします。
- ③ グループにより参加しようとする法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）は、予め別添により共同企業体協定書を締結するものとします。なお、共同企業体協定書においては、以下の点を明らかにしていただきます。
 - ・業務の内容に応じた構成員の業務分担
 - ・一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないこと
 - ・構成員において決定された代表者

ロ 提出書類グループの代表となる法人等は、(4)の提出書類に加え、イ③の共同企業体協定書の写しをご提出ください。なお、(4)の提出書類のうち(4)②から④までの書類については、グループを構成する法人等それぞれの書類をご提出ください。

5 企画提案の特定方法

(1) 特定方法

機構において、申込書の内容をもとに申込資格の確認を行った上で、申込資格を有する者から提出された企画提案書等について評価を行い、最も優れた企画提案書１件を特定します。

具体には、企画提案書を提出した者の中から審査委員ごとに、企画提案書の審査評価の合計点が最上位である委員の数が最も多いものを１者特定します。最上位である委員の数が最も多い者が複数いた場合には、最上位である委員の数が最も多い者のうち、全ての委員の審査評価の合計点が高い者を１者特定します。この場合において、全ての委員の審査評価の合計点が同点であるときは、抽選により１者特定します。

(2) 特定基準

企画提案書の評価項目、判断基準及び評価のウエイトは以下のとおりとします。

評価項目		判断基準	評価のウエイト
企業の経験	運営等実績	申込受付期間の最終日から起算して２年前の日以降、国内の賃貸住宅又は分譲住宅において当該住宅居住者向けのEV充電設備を運営等している実績 ① 100台以上 ② 50台以上100台未満 ③ 50台未満	①10 ②5 ③0
	緊急対応を行う拠点の場所	① 大阪府に拠点がある ② 大阪府に隣接する都道府県に拠点がある	①5 ②3

		③ ①及び②以外	③ 0
	個人情報保護	EV充電設備の利用者に係る個人情報保護措置 ① プライバシーマーク等、個人情報保護に関する第三者機関による認定を有している ② ①以外	① 5 ② 0
実施方針	運営・管理計画	セミパブリック型のEV充電サービスに関する運営・管理計画 ○ 本事業の運営に十分対応できる実施体制 ○ サービス利用者向けのサポート体制 ○ 不正駐車への適切な対策等 ○ EV充電設備故障時の早期復旧体制 ○ その他、運営・管理上留意すべき点に関する対策等	最大20
	サービス利用の手軽さ	EV充電サービスの利用しやすさ等 ○ 利用者が利用するアプリが、予約、利用及び料金決済といった基本機能に加え、より利用しやすい機能等を有しており、使いやすい画面構成となっているか ○ 料金体系が利用者にとって分かりやすいものとなっているか ○ その他、EV充電サービス提供にあたり、具体的かつ効果が期待できる取組み等	最大10
	EV充電設備の性能	設置するEV充電設備の充電器出力 ① 6kW以上 ② 4kW以上6kW未満 ③ 3kW以上4kW未満	① 10 ② 5 ③ 0
使用料率		提案する使用料率×30（小数点第一位を四捨五入）を評価点とする ※提案する使用料率は1%以上100%未満かつ整数とする。	0～30
（評価点合計）			90

6 企画提案の特定・非特定等

- (1) 機構は申込書の内容をもとに申込資格の確認を行った上で企画提案書等の内容をもとに企画提案内容の審査を行い、申込資格の確認結果及び特定・非特定結果を令和7年6月5日（木）までに各企画提案書提出者に対しメールにより通知します。
- (2) 参加資格がないと認められた者又は非特定通知を受けた者は、参加資格がないと認めた理由又は非特定理由について、次に従い書面（様式は任意）により説明を求めることができます。
 - ・提出期限：令和7年6月16日（月）午後5時
 - ・提出場所：4(2)と同じ
 - ・提出方法：持参によります。郵送、FAX等、持参以外の方法による提出は受付いたしかねます。
- (3) 機構は説明を求められたときは、令和7年6月30日（月）までに説明を求めた者に対して書面により回答します。ただし、一時期にお問合せが集中する等、合理的な理由があるときは、回答期

限を延長することがあります。

7 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 企画提案を特定した事業者と別紙契約書等案を標準とした契約を締結します。
- (3) 申込書及び企画提案書の作成並びに提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (4) 企画提案書の提出後においては、原則として同書記載内容の変更は認められません。
- (5) 申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、本申込が無効となると共に、虚偽を記載した者に対して指名停止の措置を行うことがあります。
- (6) 特定通知を受けた者が契約を辞退する場合には、不誠実な行為とみなす場合があります。
- (7) 提出された申込書及び企画提案書は返却いたしかねます。また、提出された申込書及び企画提案書は、提出者に無断で別の用途で使用しないこととします。
- (8) 企画提案特定後、機構の電気担当者等関係者と十分な打合せを行った上で EV 充電設備の導入を進めてください。
- (9) 本契約の履行により知り得た情報（個人情報を含む。）をみだりに第三者に漏らしてはなりません。
- (10) 企画提案の特定結果（特定者住所（特別区又は市町村まで表記）、特定者名及び企画提案の提出者数）は、特定日以降 7 日間、4(2)の事務所において閲覧等しますので予めご承知おきください。なお、特定者がいない場合については、該当無しの旨公開します。

8 契約の締結

- (1) 契約の締結
 - ① 特定者との間で速やかに駐車場の使用に関する契約を締結します。なお、機構の指定する期限までに契約を締結されない場合は、特定者としての一切の権利を辞退したものとします。
 - ② 契約書等案は、別紙のとおりです。
- (2) 主な契約条件
 - ① 用途

機構の指定する UR 賃貸住宅内の駐車区画を団地内駐車場契約者を対象としたセミパブリック型の EV 充電サービスを提供するスペースとしてお使いいただきます。対象駐車場に EV 充電設備を設置の上、利用希望者からの求めに応じ、別途 EV 充電サービスの提供にかかる利用契約を締結していただきます。なお、対象駐車場及び設置した EV 充電設備の運営等並びに EV 充電サービスの提供にかかる利用者の対応等については、事業者が責任をもって行っていただきます。
 - ② 契約期間

契約締結日の翌日から起算して 6 年を経過する日の属する月の月末までとします（以降 1 年毎の自動更新。）。
 - ③ 駐車場使用料

契約期間中の駐車場使用料は、EV 充電サービスの提供により得られる売上に特定者が企画提案時に提案した使用料率を乗じた額とします。
 - ④ 引渡し

設置場所の引渡しは現況有姿にて行います。

⑤ 原状回復

契約終了時には原状回復していただきます。

⑥ 特記事項

- (イ) 設置した EV 充電設備で使用する電気料金は、事業者が電力供給事業者との間で直接需給契約を締結し、調達していただきます。
- (ロ) 対象駐車場及び設置した EV 充電設備の運営等並びに EV 充電サービスの提供に関する苦情、問合せ及び事故等は、事業者が責任をもって対応いただきます。
- (ハ) 機構が管理上の都合により対象駐車場等に関する調査を求めたときは、事業者はこれに協力いただきます。
- (ニ) 対象団地内の対象駐車場以外の駐車場において、機構又は事業者が新たに EV 充電駐車場の運営等を希望するときは、双方協議の上で、本契約に基づき設置及び運営等いただくこととします。

以 上

(様式1)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 高原 功 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印※1

参加申込書

令和7年4月16日付けで手続き開始の掲示がありました「団地内駐車場における電気自動車用充電設備の設置及び運営等事業者募集(団地内共用)」に係る企画提案競技に参加したく、募集要領に記載されている内容を承諾の上で必要書類を添えて申し込みます。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当しない者であること、当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずるものではないこと及び参加申込書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

■本様式以降の様式以外の必要書類

- ・登記事項全部証明書(発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの)
- ・代表者の印鑑証明書(発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの)
- ・申込日の直前2か年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- ・共同企業体協定書の写し(グループにより参加する場合に限る。)

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号)1:

連絡先(電話番号)2:

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号・内線」「直通番号」等を記載。

以 上

(様式2)

企業に関する実績等調書

■企業の経験について

(1) 運営等実績

申込受付期間の最終日から起算して2年前の日以降、国内の賃貸住宅又は分譲住宅において当該住宅居住者向けのEV充電設備を運営等している実績は下表のとおりです。

区分	EV充電設備運営等台数(台)	備考
賃貸住宅		
分譲住宅		
合計		

※駐車場契約者が専用利用するプライベート型、複数の者が共同利用するパブリック型に関わらず記載願います。

(2) 緊急対応(故障、トラブル対応等)を行う拠点の場所

今回対象物件に近い拠点の住所は下表のとおりです。

拠点名	拠点住所	備考

※運営事業者の指示に従い緊急対応を提携先の事業者等が実施する場合は、当該提携先事業者等の名称を記載し、運営事業者との業務委託契約書又はその他契約関係を証する書面の写しを添付すること。

(3) 個人情報保護

EV充電設備の利用者に係る個人情報保護のための対応策は、下表のとおりです。

対応策の内容(プライバシーマーク認定有等)	備考

※プライバシーマーク等、個人情報保護に関する第三者機関による認定を有している場合は当該認定を証する書類の写しを、自社でプライバシーポリシーを定めている場合は当該ポリシーの写しを添付願います。

(様式3)

企画提案書

1 運営・管理計画

運営計画の内容

※貴社が利用者に対して提供する EV 充電サービスの運営内容について、募集要項記載の判断基準に即して内容を記載願います。

※確実な不正駐車対策の有無、EV 充電設備故障時の早期復旧のための体制や手順の有無及びその他内容が分かるように記載願います。

※必要に応じ記載内容を補足する別添資料を添付いただいても差支えありません。

2 サービスの利用の手軽さ

サービスの内容

※貴社が利用者に対して提供するEV 充電サービスの運営等について、募集要項記載の判断基準に即して内容を記載願います。

※特に利用者に提供するアプリケーション等が利用し易い仕様や分かりやすい料金体系になっているか、また充実したサポートがあるか等について、わかりやすいように画面構成や機能を記載願います。

※必要に応じ記載内容を補足する別添資料を添付いただいても差支えありません。

3 EV 充電設備の性能

EV 充電設備の性能

※記載した EV 充電設備に係るカタログ等詳細が分かる資料を添付願います。

4 使用料率

「団地内駐車場における電気自動車用充電設備の設置及び運営等事業者募集（団地内共用）」に関して提案する使用料率は下表のとおりです。

使用料率
%

※提案する使用料率は 1 %以上 100%未満かつ整数で記載願います。

※提案する使用料率×30 点の算定式に基づき算出して得られた値について、小数点第一位を四捨五入した値を評価点とします。

委任状

私は を代理人と定め、団地内駐車場における電気自動車用充電設備の設置及び運営等事業者募集（団地内共用）に関し、下記の権限を委任します。

記

1 参加申込に関する件

令和 年 月 日

（委任者）住 所
 商号又は名称
 代 表 者

印

（受任者）住 所
 氏 名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 高原 功 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先（電話番号）1 ：_____

連絡先（電話番号）2 ：_____

(様式5)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
住宅経営部経営課 宛

質問書

事業者名
担 当 者
電話番号

項番	該当ページ等	質問内容
1		
2		

(別添)

「団地内駐車場における電気自動車用充電設備の設置及び運営等事業者募集（団地内共用）」

△△・××共同体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

一 団地内駐車場における電気自動車用充電設備の設置及び運営等業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）

二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、団地内駐車場における電気自動車用充電設備の設置及び運営等業務△△・××共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、令和 年 月 日に成立し、当業務に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

2 当業務を実施することができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、当業務の履行に関し、当共同体を代表して、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、管理の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、機構と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の当業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第11条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務途中における構成員の脱退）

第13条 構成員は、当共同体が当業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第14条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第11条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合に対する構成員の責任）

第15条 当共同体が解散した後においても、当業務につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第16条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり当業務共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

電気自動車充電設備設置に係る駐車場使用契約書

独立行政法人都市再生機構を甲とし、****を乙として、甲乙間に次のとおり電気自動車充電設備設置に係る駐車場の使用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別表に掲げる団地（以下「本件団地」という。）内の駐車場（以下「対象駐車場」という。）において、乙が電気自動車用充電サービス（以下「EV 充電サービス」という。）を提供するに当たり必要となる設備（給電線等を含む。以下「EV 充電設備」という。）を設置し、本契約に定める条件で対象駐車場を使用することを認める。

（対象駐車場の表示）

団地名	所在地	対象駐車場（別図）	設置台数
アルビス緑丘	池田市緑丘2丁目1番	34地区339番	1台
シティコート千里園	豊中市刀根山4丁目4番	1地区1番	1台
オークタウン東茨木	茨木市橋の内2丁目7番	7地区6番	1台

2 乙は、本件団地内の別図に示す対象駐車場に EV 充電設備を乙の負担で設置し、団地内駐車場を契約する特定多数の者（以下「利用対象者」という。）に対し、無人管理の方法により共用の EV 充電サービスを提供する駐車場（以下「EV 充電駐車場」として対象駐車場を使用するものとする。

（契約期間）

第2条 本契約の期間（以下「契約期間」という。）は、本契約の締結日（以下「契約日」という。）から令和*年*月*日までとする。

2 前項の契約期間が満了する日の6か月前までに、甲乙又はその一方からなんらの申出がないときは、本契約は、同一条件で、契約期間が満了する日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、更新された契約についても同様とする。

（対象駐車場の追加又は除外）

第3条 甲又は乙は、本件団地において、対象駐車場の追加又は除外を希望する場合は、別紙書面により申し出るものとし、当該申し出を相手方が承諾したときには、対象駐車場の台数を追加又は除外することができる。

（電気の需給契約等）

第4条 乙は、乙の設置する EV 充電設備で使用する電気について、乙と電気の供給事業者との間で直接需給契約を締結するものとする。

（EV 充電駐車場の営業等）

第5条 乙は、対象駐車場において、甲の指定する期日までに EV 充電駐車場として営業を開始するものとする。

(売上報告書の提出等)

第6条 乙は、契約期間中のEV充電サービスの各月の売上金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「各月売上金額」という。)を毎月その翌月の末日までに、書面により甲に報告するものとする。ただし、3月の売上金額については、その翌月の7日までに書面により甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙が提出した書面(以下「売上報告書」という。)の記載内容に疑義があるときは、自ら調査し、又は乙に対し詳細な報告を求め若しくは是正のために必要な措置を講ずることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

3 乙は、前項の調査等の結果、売上報告書の修正が必要なときは直ちに売上報告書を修正の上、甲に再提出するものとする。

(使用料金)

第7条 対象駐車場の使用料金(以下「使用料金」という。)は、各月売上金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に●%を乗じて算出した額とする。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

2 前項に規定する各月売上金額に乘じる率は、契約期間中は変更しないものとする。

(使用料金の支払期日)

第8条 乙は、上期の4月分から9月分までの使用料金と下期の10月分から3月分までの使用料金をそれぞれ半期毎にまとめて、上期は10月末までに、下期は4月末までに、あらかじめ金額及び支払日を甲へ通知した上で、甲の指定する口座へ振込むことにより、支払うものとする。なお、振込に係る手数料は乙が負担する。

2 上期の使用料金が3,000円に満たないときは、乙は、あらかじめ甲に通知した上で、上期の使用料金と下期の使用料金を合算した額を、下期の支払期日に支払うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙は契約終了日の属する月の翌月末日までに、未払の使用料金を支払うものとする。

(遅延利息)

第9条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、使用料金の全部又は一部の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年(365日当たり)14.56パーセントの割合により算定した額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

(営業に必要な設備等の設置)

第10条 乙は、対象駐車場及び対象団地内の敷地(以下「対象駐車場等」という。)にEV充電駐車場の営業に必要となる充電設備その他電力の引込みに必要な設備並びにEV充電駐車場として営業している旨及びEV充電駐車場の利用者(以下「利用者」という。)又は利用希望者からの問合せ先を表示する看板等(以下「営業に必要な設備等」という。)を設置するものとする。

2 乙は、営業に必要な設備等の調達及び設置に要する費用の一切を負担するものとする。

- 3 乙は、営業に必要な設備等の設置に当たっては、その内容及び実施期間等について、あらかじめ甲と協議を行い、甲の承諾を得るものとする。

(甲の免責)

第 11 条 甲は、EV 充電設備又は EV 充電サービスに関連して、乙、利用者又は第三者が被った損害（盗難等の損害のほか、天災地変等の不可抗力による損害を含む。）の一切について、その責めを負わないものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により損害が生じた場合は、この限りでない。

(対象駐車場等の維持管理等)

第 12 条 乙は、乙が第 10 条の規定により対象駐車場等に設置した営業に必要な設備等の維持管理及び修繕に要する費用の一切を負担するものとする。

- 2 乙は、EV 充電駐車場の営業に当たっての利用者や近隣住民からの苦情、事故、営業に必要な設備等の破損等に起因するトラブルが発生した場合、乙の責任と負担において速やかに対処するものとし、その内容及び対応結果について、速やかに甲に対して書面により報告するものとする。

- 3 乙は、対象駐車場における不正駐車、廃棄物の不法投棄、落書き等を確認した場合は、乙の責任と負担において速やかに対処するものとし、その内容及び対応結果について、速やかに甲に対して書面により報告するものとする。

(営業の委託の禁止)

第 13 条 乙は、営業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面によりあらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(利用料金の設定及び表示等)

第 14 条 利用者が EV 充電駐車場を利用する対価として乙に支払う料金（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「利用料金」という。）の設定及び変更にあたっては、利用者が利用しやすい利用料金とするよう努めるものとし、その金額を甲に通知する。

- 2 乙は、営業に際して、利用料金を利用対象者に明示しなければならない。

(対象駐車場等の使用上の注意)

第 15 条 乙は、別紙特記仕様書及び対象駐車場等の使用方法等に関する甲の注意に従って、善良な管理者の注意をもって対象駐車場等を使用し、また、乙の設置する EV 充電設備を適切に維持管理しなければならない。

- 2 乙は、対象駐車場等の使用にあたっては、必要に応じて、行政その他の関係機関との協議及び手続を、乙の責任により、行うものとする。
- 3 乙は、対象駐車場等の使用にあたっては、利用者及び近隣住民に対する安全対策及び騒音、照明対策等に十分に留意し、対象駐車場に近接する駐車場の使用を妨げないものとする。
- 4 乙は、対象駐車場の区画を特定できる情報を、利用対象者以外に公開しないものとする。
- 5 乙は、EV 充電設備の修理等のために本件団地内に立ち入る場合は、次の各号を遵守す

るものとする。

- 一 対象駐車場等が住宅団地内敷地にあることに鑑み、居住者の生活に最大限配慮すること。
- 二 甲又は第三者の財産を毀損等しないこと。
- 三 善良な管理者の注意をもって対象駐車場等を使用すること。
- 四 事前に管轄の住まいセンターに日時及び工事内容等を連絡すること。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りではない。
- 五 その他、甲が指示する事項に従うこと。

(甲に対する通知)

第 16 条 次の各号の一に該当するときは、乙は、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙が E V 充電設備の設置を完了したとき。
- 二 乙が第 22 条第 1 項及び第 2 項に規定する原状回復を完了したとき。
- 三 乙が住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- 四 乙に対して再生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）、破産の申立て（自己申立てを含む。）又は更生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。
- 五 乙が E V 充電設備の全部又は一部の設備の更新、改良又は現状の変更を行うとき。
- 六 乙が対象駐車場等を汚損し、破損し、又は滅失したとき。
- 七 対象駐車場等その他の甲所有の財産を毀損等したとき又は第三者に損害を与えたとき。

(転貸等の禁止)

第 17 条 乙は、対象駐車場等の全部若しくは一部を転貸し、又は対象駐車場等の使用权を譲渡する等、第三者に使用又は占有させてはならない。

- 2 乙は、その名目のいかんを問わず、前項において禁止する行為に類する行為をしてはならない。

(甲の行う管理業務等への協力)

第 18 条 団地の保全工事その他の管理上、甲が必要と認め、乙に協力を要請したときは、乙は、乙の費用負担によりこれに全面的に協力する（一時的な営業休止等を含む。）ものとする。

- 2 甲は、契約期間中に団地内の環境整備等によりやむを得ず E V 充電設備を移転する必要がある場合、移転先を乙に提示することにより、本契約の変更を申し入れることができるものとし、乙は、この協議に応じるものとする。

この場合において、E V 充電設備の撤去又は移設に要する費用負担は、当該協議の中で決定するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 19 条 乙は、乙又は乙の役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合は役員

又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- 二 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- 三 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 四 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。
- 五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 乙は、乙又は乙の役員等が、次の行為を行わないことを確約する。

- 一 自ら又は第三者を利用して、甲に対して、暴力的な又は法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、偽計若しくは威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。
- 二 対象駐車場等の全部又は一部を暴力団の事務所その他の活動の拠点の用に供すること。
- 三 本件団地内において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、若しくは威勢を示すことにより、対象団地の居住者及び利用者に不安を覚えさせること又は対象駐車場等に反復継続して前項各号に該当する者を出入りさせること。

（甲の契約解除権等）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないでこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶することができる。

- 一 団地内駐車場における電気自動車用充電設備の設置及び運営等事業者募集（団地内共用）時に提出した参加申込書及び企画提案書等に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により対象駐車場等を使用したとき。
- 二 使用料金の支払をしばしば遅延することにより、その遅延がこの契約における甲乙間の信頼関係を著しく害するものと甲が認めたとき。
- 三 第12条から前条までの各条及び第22条の規定に違反したとき。
- 四 対象駐車場その他の甲所有の財産を故意又は重大な過失により汚損し、破損し、又は滅失したとき。
- 五 共同生活の秩序を乱す行為があったとき。
- 六 営業の全部を廃止又は廃止されたと甲が認めるに至ったとき。
- 七 第2条第2項の規定による契約の更新をする意思がないと甲が認めたとき。

八 その他この契約に違反したとき。

- 2 乙は、前項の規定により、甲がこの契約を解除したときは直ちに、この契約の更新を拒絶したときはこの契約の期間満了の日までに、全ての対象駐車場における EV 充電駐車場の営業を終了し、原状に回復して甲に明け渡さなければならない。
- 3 甲は、契約期間中にやむを得ずこの契約を解除する必要がある場合、6 か月以上の予告期間をもって乙に対して契約の解除を申し出ることができるものとし、乙がやむを得ないと認めた場合に限り、その申出にかかる契約解除日をもって、この契約は解除されるものとする。

(乙の契約解除権等)

第 21 条 乙は、契約期間中にやむを得ずこの契約を解除する必要がある場合、6 か月以上の予告期間をもって甲に対して契約の解除を申し出ることができるものとし、甲がやむを得ないと認めた場合に限り、その申出にかかる契約解除日をもって、この契約は解除されるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除するときは、書面により甲に申し出るものとし、その契約解除日までに、全ての対象駐車場における EV 充電駐車場の営業を終了し、原状に回復して甲に明け渡さなければならない。

(原状回復義務)

第 22 条 乙は、乙の故意又は過失により、対象駐車場等その他の甲所有の財産を汚損し、破損し、若しくは滅失したとき、又は甲に無断で対象駐車場等の原状を変更したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。

- 2 契約期間の満了、契約の解除その他の理由により乙の EV 充電駐車場の営業開始日以後にこの契約が終了したとき又は第 3 条の規定により対象駐車場の全部又は一部が除外されたときは、乙は、契約期間の満了日若しくは契約解除日又は対象駐車場の甲の指定する除外期日までに、乙が設置した営業に必要な設備等を撤去し、対象駐車場等(対象駐車場の一部除外の場合は対象駐車場から除外される駐車場に限る。)を原状に回復して、甲に明け渡すものとする。

- 3 前 2 項に規定する原状回復に伴う費用は乙が負担する。

- 4 第 2 項の場合において、甲は、乙が、原状回復を完了せず、又は完了する見込みがないと認めたときは、乙に代わってこれを行うことができるものとし、乙は、その費用を甲の定める方法により甲に支払うものとする。

- 5 前項の場合において、乙が残置した物件があるときは、甲はこれを任意に処分できるものとし、乙は、甲に対し損害賠償請求を行わないものとする。

- 6 乙は、乙が設置した営業に必要な設備等についての買取請求権及び有益費償還請求権をあらかじめ放棄するものとする。

(損害賠償等)

第 23 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲又は第三者に損害を与えた場合は、

その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、第 20 条第 1 項の規定に基づき本契約を解除又はこの契約の更新を拒絶する場合において、甲に損失が生じた場合は、乙に対し、その補償を請求することができる。

(不法使用による賠償金等)

第 24 条 乙は、契約終了日までに対象駐車場等を甲に明け渡さないときは、契約終了日の翌日から起算して明渡しの日まで（以下この条において「不法使用期間」という。）について、各対象駐車場を対象団地の居住者用有料駐車場として貸出すときの月額利用料金相当額（以下「月額利用料金相当額」という。）の 1.5 倍の金額に不法使用期間の日数を乗じて算出した額の合計額を、甲に支払わなければならない。

- 2 第 22 条の規定は、乙の不法使用期間にこれを準用するものとする。

(違約金)

第 25 条 甲は、甲が第 20 条第 1 項の規定に基づきこの契約を解除若しくはこの契約の更新を拒絶したときは、前 2 条に規定する賠償金のほか、契約解除等に伴う違約金として、各対象駐車場の月額利用料金相当額の 1 か月分に相当する額の合計額を乙に請求できるものとし、この場合において、乙は、当該違約金を甲の定める方法により甲に支払わなければならない。

(甲への連絡方法)

第 26 条 甲は、この契約に基づく乙との連絡事務を行う者を置き、乙は、原則として、甲に対する一切の連絡をこの者にするものとする。

(管轄裁判所)

第 27 条 本契約に関して甲乙間に権利義務の争いがあるときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(費用の請求権の放棄)

第 28 条 乙は、本契約の期間が満了し、又は本契約が解除された場合において、EV 充電設備を撤去し対象駐車場等を返還するときは、その EV 充電設備を設置するために投じた費用及び改良費その他一切の費用を甲に請求しないものとする。

(対象駐車場等に関する調査等)

第 29 条 乙は、甲が団地の管理上、EV 充電駐車場に関して調査を求めたとき、並びに甲が対象駐車場等の定期清掃及び除草等のために立入りを求めたときは、これに協力しなければならない。

(EV 充電駐車場に関する問合せ)

第 30 条 EV 充電設備又は EV 充電サービスに関する苦情、問合せや設備の破損等のトラブルが発生した場合等には、乙が誠意をもって対応するものとし、その内容及び対応結果について、甲に書面により報告するものとする。

(協議)

第 31 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し、疑義を生じた事項については、

甲乙協議して定めるものとする。
この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 大阪府大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号

氏 名 独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 高原 功

乙 住 所

氏 名

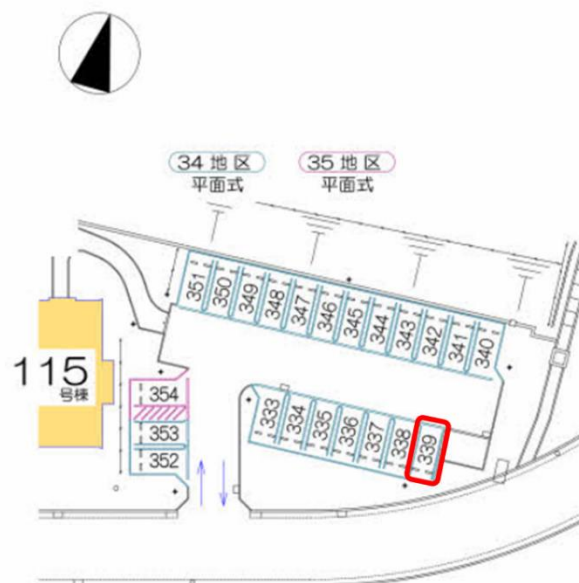
別図

1 アルビス緑丘

(1) 全体図



(2) 位置図（34地区 339番）

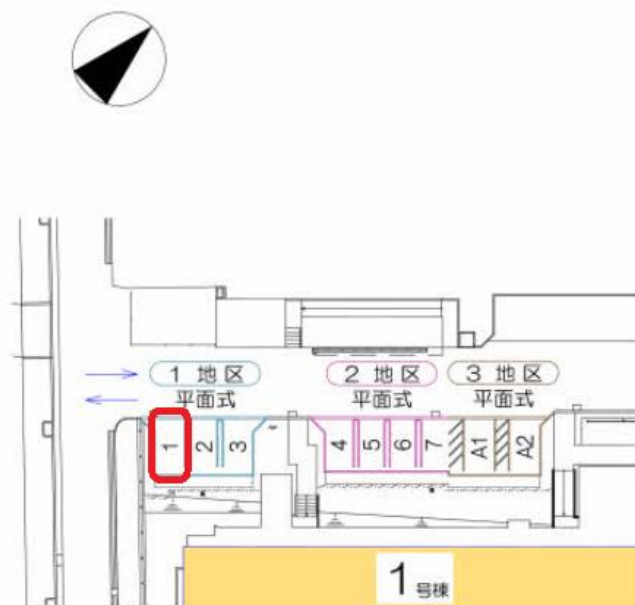


2 シティコート千里園

(1) 全体図

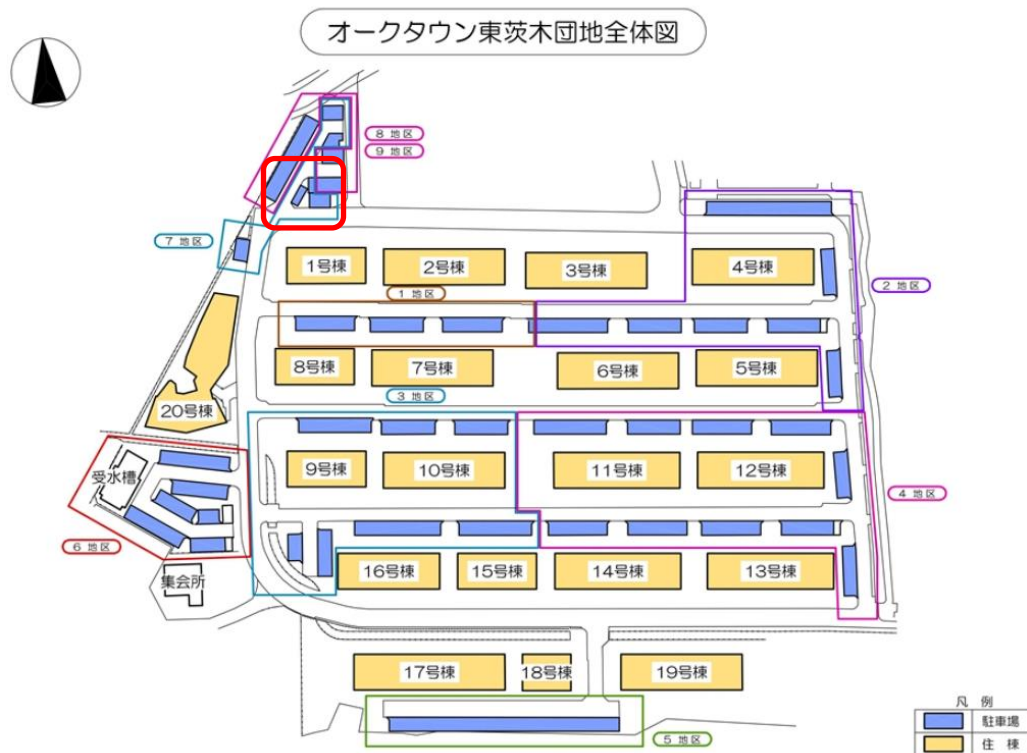


(2) 位置図（1地区1番）

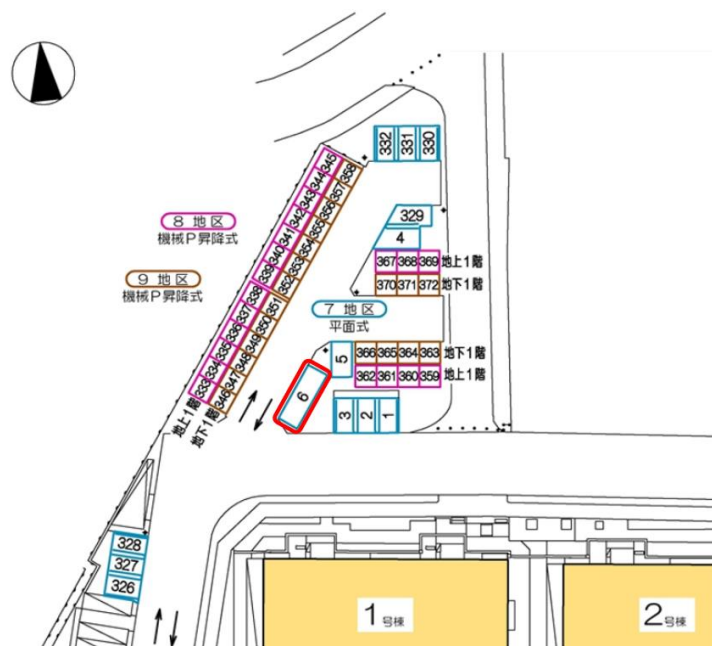


3 オークタウン東茨木

(1) 全体図



(2) 位置図（7地区6番）



別紙書面様式

＊＊ 御中

年 月 日

対象駐車場の追加又は除外に係る申出書

＊＊は、令和＊＊年＊＊月＊＊日に締結した電気自動車充電設備設置に係る駐車場使用
契約第３条の規定に基づき、対象駐車場の追加又は除外を以下のとおり希望します。

項目	内容
内容	追加・除外（※該当の項目に○を付けてください。）
団地名	
所在地	
対象駐車場	
追加又は除外を希望する台数	

以 上

特記仕様書

I 基本的事項

1 設置場所

団地名	所在地	対象駐車場（別図）	設置台数	賃借面積
アルビス緑丘	池田市緑丘2丁目1番	34地区339番	1台	約12.5㎡
シティコート千里園	豊中市刀根山4丁目4番	1地区1番	1台	約12.5㎡
オークタウン東茨木	茨木市橋の内2丁目7番	7地区6番	1台	約17.5㎡

2 契約期間

契約締結日の翌日から起算して6年を経過する日の属する月の月末まで

II EV 充電駐車場に設置する充電設備の施工等

1 機器・施工の条件

- (1) 設置する充電器は JIS（日本産業規格）、JEC（電気学会電気規格調査会標準規格）及び JWDS（日本配線システム工業会規格）に準拠したものとし、充電制御機能を備えているものとする。
- (2) 充電器の種類は IEC（国際電気標準会議）の国際規格に準拠した充電コンセント又はケーブル付き充電器（以下、「充電器」という。）の普通充電器（Mode2 又は Mode3）とし、急速充電器（Mode4）は対象外とする。
- (3) 設置工事は、関係法令及び（一社）日本電気協会が定める内線規程（日本電気技術規格委員会需要設備専門部会）に基づく施工すること。
- (4) 充電器の設置方法（壁付け、ポール設置等）や配線・配管の位置、引込位置から対象駐車場までの配管・配線ルートは、設置前に機構担当者と協議した上で、設置すること。
- (5) EV 充電設備に係る電力の引込みについては電力会社と協議し、その指示に従うこと。

2 利用条件

- (1) アプリにより充電利用の制御を行うこと。
- (2) EV 充電設備が複数台、同時に利用される場合の同時稼働台数は、適切に設定すること。
- (3) 充電料金は、時々の社会情勢を踏まえた適切な料金とすること。
- (4) 乙が直接 EV 充電サービスの利用希望者からの申込を受け付け、乙が責任をもって利用者の対応を行うこと。

3 安全対策について

- (1) EV 充電設備を設置する際は、据付面を十分に確認した上で、転倒防止策を講じる等安全に設置すること。
- (2) 盗電等の犯罪の防止に努めること。

4 EV 充電設備の設置及び管理運営

- (1) EV 充電駐車場及び EV 充電設備等の管理を適切に行うこと。
- (2) EV 充電設備等のメンテナンス等の作業は、団地にお住まいの方々がいることに配慮し、緊急時を除き夜間及び早朝には行わないこと。
- (3) EV 充電駐車場及び EV 充電設備等の故障、問合せ及び苦情については、乙の責任において対応し、連絡先を EV 充電設備の周辺等、団地居住者や利用者の見やすい位置に明示すること。
- (4) EV 充電設備設置に伴う事故については、乙の責任により対応すること。ただし、甲の責に帰する事由による場合を除く。
- (5) EV 充電設備等の盗難及び破損について、乙の責任により対応すること。ただし、甲の責に帰する事由による場合を除く。
- (6) 乙は、EV 充電設備が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (7) EV 充電設備の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、乙が負担すること。
- (8) EV 充電設備で使用する電気料金については、乙と電気の供給事業者との間で直接需給契約を締結し、調達すること。
- (9) EV 充電設備の管理、メンテナンス等のために本件団地内で作業を行う必要が生じたときは、事前に本件団地を管轄する住まいセンター技術サポート課に連絡すること。

5 その他

- (1) EV 充電設備設置前に設置しようとする機器のカタログ及び施工に係る図面を提出した上で、甲及び住まいセンターの電気担当者と設置工事の取扱い等について事前に十分協議すること。
- (2) 工事に伴い駐車場契約車両の移動が必要な場合は、住まいセンターの駐車場担当者と事前に十分協議し、その指示に従うこと。
- (3) 契約の解除等により EV 充電設備を撤去する場合は、原状に回復の上、甲に通知し確認を受けなければならない。
- (4) 設置場所近辺における団地管理上必要な工事や設備点検等のため、一定期間、EV 充電設備の利用が制限される場合があるが、この際は甲の指示に従い、協力すること。
- (5) 本特記仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

Ⅲ EV 充電駐車場において不正駐車等が判明した場合の対処

電気自動車充電設備設置に係る駐車場使用契約第12条第3項に定める不正駐車、廃棄物の不法投棄、落書き等の対処について、乙は、以下に定める内容や業務フローのとおり速やかに対応処理するものとする。

1 不正駐車

利用者等からの通報があった場合は、乙の事業の会員の車両であるか否かを確認し、会員の車両である場合は本人に連絡を取り、車両を移動させるものとする。

非会員の車両である場合は、車種及び登録番号・不正駐車を確認した日時を甲に通知する。

2 廃棄物の不法投棄

利用者等からの通報があった場合は、甲に状況を報告する。

3 落書き

- (1) 営業に必要な設備等への落書きが判明した場合設備の取り替え等、適切な対応を行う。
- (2) EV 充電駐車場への落書きが判明した場合は、甲に状況を報告する。

4 その他

EV 充電設備の故障等、EV 充電駐車場としての利用が不可能な状況である時は、速やかに予約の受付を中止し、予約者がいる場合は復旧見込み等を説明するとともに、甲と今後の対応について協議する。

以 上

セミパブリック型EV充電設備業務フロー（管理）

サービスに関する問い合わせ

住まいセンター※	支社等経営課※	事業者	利用者等
		問い合わせ対応 (問い合わせ窓口 対応)	利用者等からの 問い合わせ

※住まいセンターと支社等経営課は、問い合わせ窓口の認知度向上のための方策(チラシの掲示等)について可能な限り協力すること。

サービスに関する苦情対応

住まいセンター	支社等経営課	事業者	利用者等
必要に応じ、センターにも共有		苦情対応 ↓ 対応結果報告 (書面)	利用者等からの 苦情
受領	受領		

営業ツール(ステッカーやプレート等)の維持管理

住まいセンター	支社等経営課	事業者	利用者等
必要に応じ、センターにも共有		取り替え等対応 ↓ 対応結果報告 (書面)	
受領	受領		

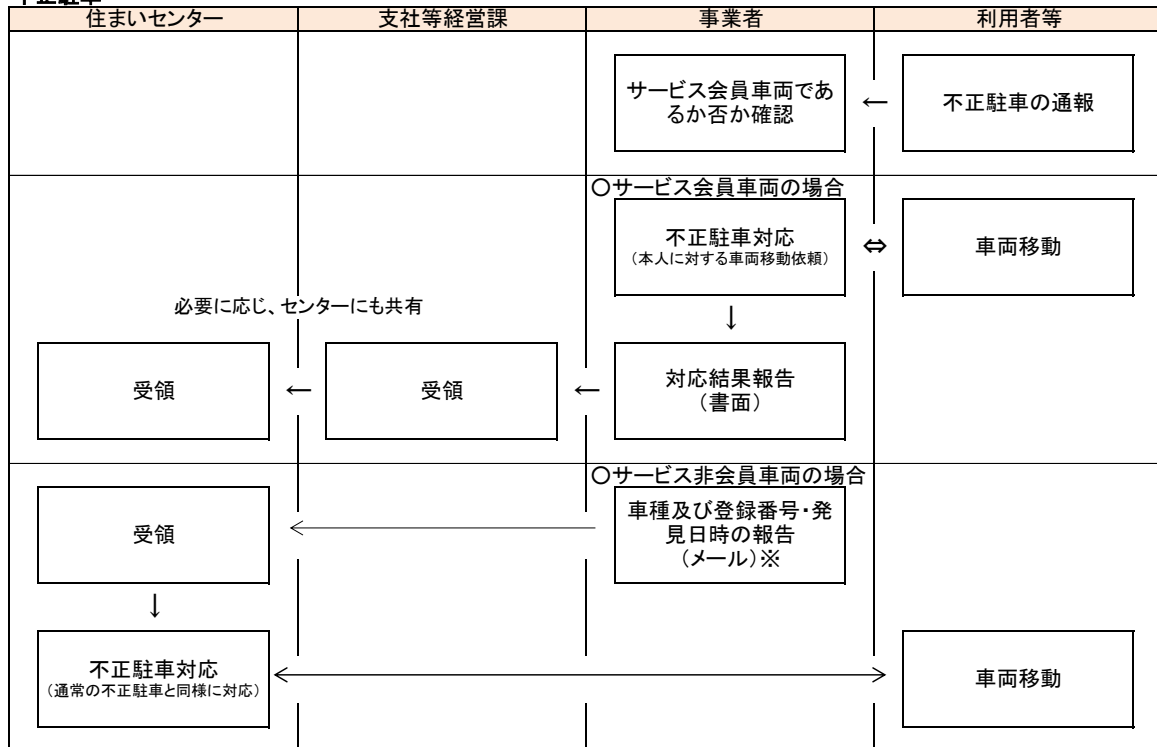
サービスに起因又は関連する事故対応

住まいセンター	支社等経営課	事業者	利用者等
事故状況確認 (物損事故発生時の機構所有物 に対する原状回復の必要有無等 確認)	事故状況確認 (物損事故発生時の機構所有物 に対する原状回復の必要有無等 確認)	事故状況確認 ↓ 事故状況の報告 (書面orメールor電話) ↓ 事故対応※1 ↓ 対応結果報告 (書面)	利用者等からの 事故に関する連絡 (警察に連絡後) 事故対応※1
事故対応※1	事故対応※1	事故対応※1	
受領	受領		

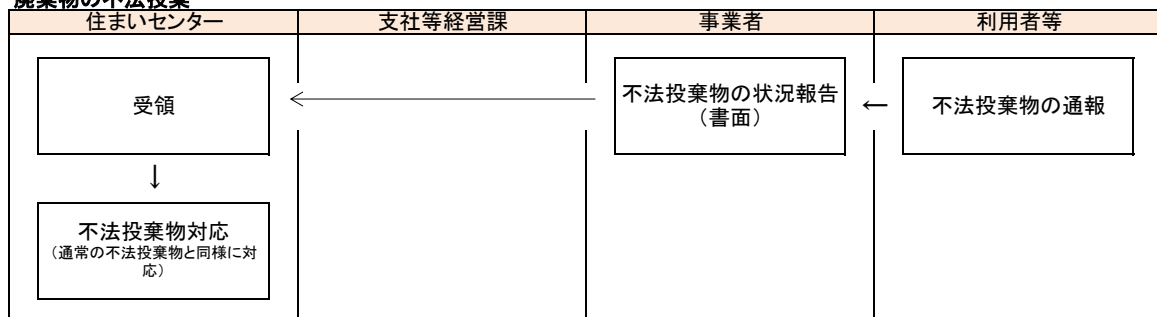
※1 機構所有物に対する原状回復必要有の場合は4者で連携をとり、補償請求等の対応を行う。

セミパブリック型EV充電設備業務フロー（管理）

不正駐車

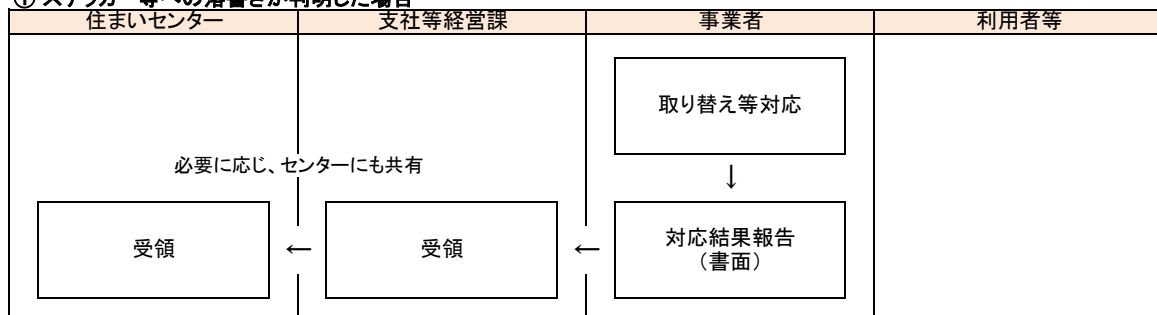


廃棄物の不法投棄



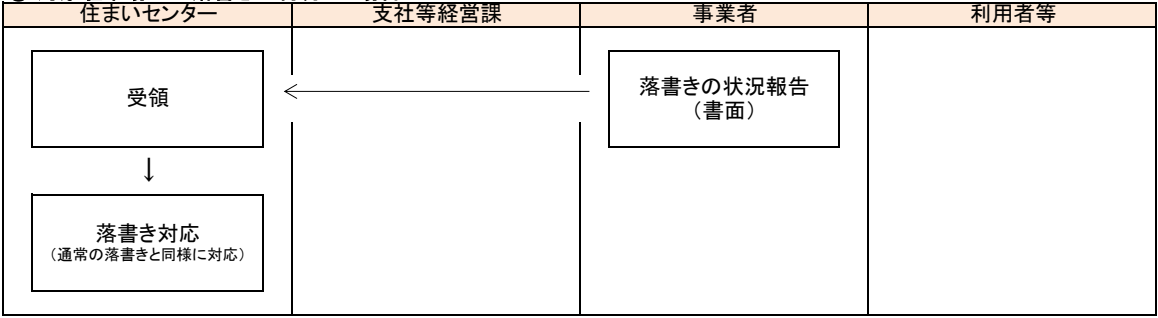
落書き

① ステッカー等への落書きが判明した場合

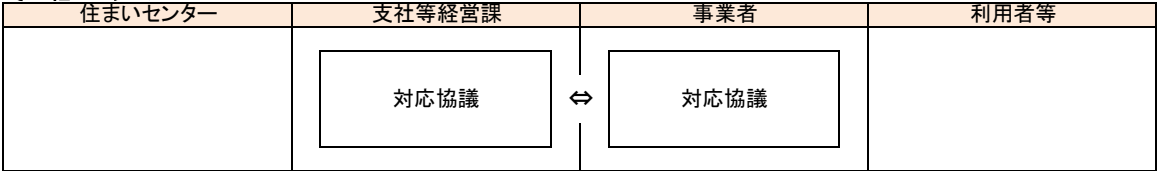


セミパブリック型EV充電設備業務フロー（管理）

② 対象駐車場への落書きが判明した場合



その他のトラブル



【補足】

・利用者等から住まいセンターに対し直接連絡が入った場合は、一旦事業者連絡先をご案内してください。